「単純承認」or「放棄」or「限定承認」 ※3ヶ月以内

自分が相続人である事を知った日から3ヶ月以内に下記のいずれかの選択を行わなければなりませ、@民法第九百十五条

★【全てを相続をする(単純承認)】

or

★【全て相続しない(<u>放棄</u>)】

or

★【プラス財産があった時だけ相続する(限定承認)

※選択しなかった場合等

★【全て相続となる(法定単純承認)】

【全てを相続をする(単純承認)】場合

- ●単純承認とは
 - ・被相続人の財産(プラスもマイナスも)全て相続します。
- ●手続き内容
 - 家庭裁判所へ行かれる必要はありません。

【全て相続となる(法定単純承認)】場合

- ●法定単純承認とは
 - ・「単純承認」と同じく被相続人の財産(プラスもマイナスも)全て相続します。
- ●単純承認との相違点
 - ・「単純承認」は自分の意思で行うものですが、「法定単純承認」は、法律で定められた事項に該当する場合に強制的に単純承認 となってしまうもの。
- ●法律で定められた事項 @民法第九百二十一条
 - ・相続人が相続財産を処分したとき。※法定単純承認にならない場合も有り
 - ・相続人が期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき。
 - ・相続人が限定承認又は放棄をした場合でも相続財産を隠したり、消費したりした場合など。※法定単純承認にならない場合も有り

【全て相続しない(放棄)】場合

- ●放棄とは
 - ・被相続人の権利義務を一切引き継がないということです。※プラス財産ばかりの場合でも放棄をする事はできます
- ●手続き内容
 - ・被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所に申述書を提出。
 - @民法第九百三十八条
- ●注意点
 - ・相続放棄の撤回は3ヶ月以内であってもできません。
 - @民法第九百十九条
 - ・但し、相続放棄が、詐欺・脅迫の場合は、相続放棄を取り消す事ができます。※相続放棄の取り消しにも期限があります
 - @民法第九百十九条
 - ・最初から相続人では無かった事になります。
 - @民法第九百三十九条
 - →つまり、どういう事かといいますと、
 - a) 相続放棄をした人に子供がいてもその子供が代襲して相続人とはなりません。
 - b) 相続放棄をした人が被相続人から見て唯一の子供だった場合、相続人は被相続人の親または兄弟などに移る事になります。
 - ・相続の放棄は、相続が開始する前にはできません。

【プラス財産があった時だけ相続する(限定承認)】場合

- ●限定承認とは
 - ・被相続人の財産がトータルでマイナスの場合には、相続しません。※プラスとなる場合のみ相続をする制度です
 - @民法第九百二十二条
- ●手続き内容
 - ・共同相続人の全員が共同して行わなければなりません。
 - @民法第九百二十三条
 - ・相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述します。
 - @民法第九百二十四条

関連情報の補足

★そもそも相続とは

・被相続人の権利義務を引き継ぐものです。

つまり、家や預金などのプラス面だけではなく、借金などのマイナス面も引き継ぎます。

その為、借金などマイナス面だけの場合には、相続放棄などをする事ができます。